

# 上藤沢ライオンズ規約

## 第1章 名称及び所在地

第1条 本チームは、上藤沢ライオンズと称する。

第2条 本チームの 所在地 は、第14条第3項に定める監督(以下監督という)の自宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本チームは、スポーツを通じて団結心と健全な心身の育成、体力向上を図ることを目的とする。

第4条 本チームは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 各種野球大会及び講習会等(以下試合等という)への参加
- 2 野球についての指導育成
- 3 その他必要と認めた事業

## 第3章 部員

第5条 本チームの部員は、原則、入間市に在住する小学生とする。

## 第4章 保険

第6条 本チームの部員、及び第14条第1項から5項に定める者(以下指導者という)は、スポーツ安全保険の加入を義務とする。

## 第5章 会費及び練習等

第7条 本チームは、部員の会費を一人あたり毎月2000円とする。なお、退部、休部及びその他の理由による脱退についての会費は返済しないものとする。

第8条 本チームの練習日、時間は次の通りとする。

- 1 原則、毎週土・日曜日、祝祭日とする。
- 2 練習時間は別途通知するものとする。

第9条 部員は、健康上不都合を生じている場合、事前にその旨を指導者等に申告することとする。(試合等においても同様とする)

## 第6章 用具

第10条 本チームは、第2章に定める目的の達成および事業の運営を行うために必要な用具を用意し貸与する。

## 第7章 服務規律秩序の維持および懲戒

第11条 部員または指導者及び部員・指導者の関係者(以下部員等という)は、次の事項を守らなければならない。

- 1 部員等は、みだりに欠席し、遅刻し、若しくは早退し、又は指導者の承認を受けないで、活動場所を離れ、活動時間を変更してはならない。
- 2 部員等は、他の部員等を誘い、又は強要して、欠席、遅刻若しくは早退をさせ、又はその活動を妨げてはならない。
- 3 部員等は、活動現場のみならずあらゆる場面において、性的言動、妊娠・出産に関する言動(不妊治療に対する否定的な言動含む)及び育児・介護関連諸制度の利用に関する言動又は優越的

な関係を背景とした活動上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、活動環境を害し、又は他のチーム関係者に不利益を与えてはならない。

- 4 部員等は、部員等との会食・宴席の場等において、飲食の強要や相手への配慮を欠く言動により、他の部員等に不利益等を与えてはならない。
- 5 部員等は、活動場所内及び移動中において、みだりに飲酒めいていし、又はとばく等をしてはならない。
- 6 部員等は、活動場所内及び移動中において、みだりに火器その他の危険物を所持し、又は使用してはならない。
- 7 部員等は、チームの物品又は財産を不当に棄却し、亡失し、き損し、又は私用に供してはならない。なお、チームの物品を活動場所以外に持ち出す場合には、チームの許可を受けなければならない。
- 8 部員等は、活動場所内において、演説、集会、貼紙、掲示、ビラの配布その他これに類する行為をしようとするとき(電子的手段による場合を含む)は、事前にその活動場所の管理責任者の許可を受けなければならない。
- 9 部員等は、活動場所内において、選挙運動その他の政治活動をしてはならない。
- 10 部員等は、暴行、脅迫、傷害、暴言またはこれに類する行為をしてはならない(電子的手段による場合を含む)
- 11 部員等は故意にチームの正常な運営を妨害し、または妨害しようとしてはならない。(チーム及び部員等を誹謗中傷し、または虚偽の風説を流布宣伝し、チーム及び部員等に影響を与えたときを含む)
- 12 チーム運営・活動上知ることができた秘密及びチーム及び部員等の不利益になる情報、個人情報等を正当な理由なく使用し、漏らしてはならない。
- 13 前各号のほか、部員等は、活動場所内において、風紀秩序を乱すような言動をしてはならない。

第12条 部員等は、法令又は社会規範又は本規約に反した場合は、懲戒されることがある。

## 第8章 免責

第13条 万一、試合等中、練習中、移動中に傷害等の事故が発生した場合は最善の努力をし、応急処置をするが、法的責任は負わないものとする。

## 第9章 運営

第14条 本チームは、次の者をもって運営する。

- 1 代表(1名)
- 2 部長(1名)
- 3 監督(1名)
- 4 審判部長(1名)
- 5 コーチ(複数名)
- 6 役員(部員の保護者。任期1年)
  - (1) 総務(2名以上)
  - (2) 会計(2名)
  - (3) 理事(若干名)
  - (4) 会計監査(1名)

第15条 本チームの指導者の活性化と育成・向上を図るため、監督の任期は4年とし、再任を妨げない。

第16条 コーチは、任命された役割に責任を持つこととする。なお、任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第10章 会議

第17条 本チームは、次に定める会議を行う。

### 1 総会

(1) 総会は、全部員の保護者および指導者の過半数の出席をもって成立し、議事内容は出席者の過半数をもって決議する。

(2) 総会は、次の議案を決議する。

ア 事業報告及び事業計画案

イ 決算報告

ウ 役員選出

エ その他

### 2 監督・コーチ会議

(1) 監督・コーチ会議は、必要な都度開催することとし、第2章に定める目的及び事業等の具体的運営方法・実施方法について協議し、チームの発展に資することとする。

### 3 その他会議

## 第11章 その他

第18条 本規約に定めのない事象等が発生した場合は、第14条に定める者の協議において決定することとする

以上

2025年 1月(改正)

上藤沢ライオンズ